

◇ 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 新旧対照条文

目次

○ 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）（抄）（第一条関係）	1
○ 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）（抄）（第二条関係）	5
○ 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）（抄）（第三条関係）	17
○ 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）（抄）（第四条関係）	19
○ 健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十三号）（抄）（第五条関係）	25
○ 平成二十五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（平成二十五年政令第百五号）（抄）（第六条関係）	28

改 正 案	現 行
<p>（準備金の取崩し）</p> <p>第二十条 健康保険組合は、保険給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。））、同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び法第七十三条の規定による拠出金（以下「日雇拠出金」という。）並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（第二十九条及び第四十六条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用を含む。）の不足を補う場合を除いては、準備金を取り崩してはならない。</p> <p>（指定の要件）</p> <p>第二十九条 法第二十八条第一項の政令で定める要件は、一の年度の決算において支出（経常的なものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）の額が収入（経常的なものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）の額を超える状態が継続し、かつ、一の年度における健康保険組合の保険給付に要した費用の額（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者交付金（以下この条、第四十六条、第六十五条第一項第一号イ及び第六十七条第三項において「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、こ</p>	<p>（準備金の取崩し）</p> <p>第二十条 健康保険組合は、保険給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。））、同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び法第七十三条の規定による拠出金（以下「日雇拠出金」という。）並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（第二十九条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用を含む。）の不足を補う場合を除いては、準備金を取り崩してはならない。</p> <p>（指定の要件）</p> <p>第二十九条 法第二十八条第一項の政令で定める要件は、一の年度の決算において支出（経常的なものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）の額が収入（経常的なものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）の額を超える状態が継続し、かつ、一の年度における健康保険組合の保険給付に要した費用の額（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者交付金（第六十五条第一項第一号イ及び第六十七条第三項において「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、これを控除した額）を含む。</p>

れを控除した額)を含み、被保険者又はその被扶養者が法第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額を除く。)から法第五十三条に規定するその他の給付及び介護納付金の納付に要した費用の額を控除した額を当該年度における当該健康保険組合の組合員である被保険者の標準報酬月額総額及び標準賞与額の総額の合算額で除して得た率が千分の九十五を超える状態が継続する健康保険組合であつて、準備金その他厚生労働大臣が定める財産の額が法第二十八条第一項の指定をすべき年度の直前の三箇年度において行つた保険給付に要した費用の額(被保険者又はその被扶養者が法第六十三条第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額を除く。)の一事業年度当たりの平均額の十二分の三に相当する額と法第二十八条第一項の指定をすべき年度の直前の三箇年度において行つた前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額とを合算した額を下回つたものとする。

(準備金の積立て)

第四十六条 協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行つた保険給付に要した費用の額(前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)を含み、法第五十三条及び第五十四条の規定による国庫補助の額を除く。)の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金とし

以下この条及び第四十六条において同じ。)から法第五十三条に規定するその他の給付及び介護納付金の納付に要した費用の額を控除した額を当該年度における当該健康保険組合の組合員である被保険者の標準報酬月額総額及び標準賞与額の総額の合算額で除して得た率が千分の九十五を超える状態が継続する健康保険組合であつて、準備金その他厚生労働大臣が定める財産の額が同項の指定をすべき年度の直前の三箇年度において行つた保険給付に要した費用の額の一年度当たりの平均額の十二分の三に相当する額を下回つたものとする。

(準備金の積立て)

第四十六条 協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行つた保険給付に要した費用の額(法第五十三条及び第五十四条の規定による国庫補助の額を除く。)の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならぬ。

て積み立てなければならない。

2 健康保険組合は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行つた保険給付に要した費用の額（被保険者又はその被扶養者が法第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額を除く。）の一事業年度当たりの平均額の十二分の三に相当する額と当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行つた前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額とを合算した額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。

附 則

（退職者給付拋出金の経過措置）

第三条 国民健康保険法附則第十条第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金が同項に規定する拋出金を徴収する間、第二十条中「及び法第七十三条」とあるのは、「法第七十三条」と、「並びに」とあるのは「及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する拋出金（以下「退職者給付拋出金」という。）並びに」と、第二十九条中「及び日雇拋出金」とあるのは、「日雇拋出金及び退職者給付拋出金」と、第三十三条の三第一項第七号中「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）」とあるのは「国民健康保険法」と、第四十六条、第六十五条第一項第一号及び第六十七条第三項中「及び日雇拋出金」とあるのは、「日雇拋出金及び退職者給付拋出金」とする。

2 健康保険組合は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行つた保険給付に要した費用の額の一事業年度当たりの平均額の十二分の三に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。

附 則

（退職者給付拋出金の経過措置）

第三条 国民健康保険法附則第十条第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金が同項に規定する拋出金を徴収する間、第二十条中「及び法第七十三条」とあるのは、「法第七十三条」と、「並びに」とあるのは「及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する拋出金（以下「退職者給付拋出金」という。）並びに」と、第二十九条中「及び日雇拋出金」とあるのは、「日雇拋出金及び退職者給付拋出金」と、第三十三条の三第一項第七号中「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）」とあるのは「国民健康保険法」と、第六十五条第一項第一号及び第六十七条第三項中「及び日雇拋出金」とあるのは、「日雇拋出金及び退職者給付拋出金」とする。

(病床転換支援金等の経過措置)

第四条 平成二十五年三月三十一日までの間、前条の規定により読み替えられた第二十条中「法第百七十三条」とあるのは「同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、法第百七十三条」と、前条の規定により読み替えられた第二十九条、第四十六条、第六十五条第一項第一号及び第六十七条第三項中「日雇拋出金」とあるのは「病床転換支援金等、日雇拋出金」とする。

(都道府県単位保険料率の算定方法の特例等)

第七条 平成二十五年及び平成二十六年においては、第四十五条の二第一号中「一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業」とあるのは、「健康保険事業」とする。

2 協会については、平成二十五年及び平成二十六年においては、第四十六条第一項の規定は適用しない。

(病床転換支援金等の経過措置)

第四条 平成二十五年三月三十一日までの間、前条の規定により読み替えられた第二十条中「法第百七十三条」とあるのは「同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、法第百七十三条」と、前条の規定により読み替えられた第二十九条、第六十五条第一項第一号及び第六十七条第三項中「日雇拋出金」とあるのは「病床転換支援金等、日雇拋出金」とする。

第七条 削除

○ 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（組合に対する補助の特例）</p> <p>第十四条の二 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度において、附則第十三条及び第二十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合には、同条第一項第一号ロ中「とし、」とあるのは「とし、法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者（経過の世帯員を除く。）又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十三条の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十四条の三第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者（経過の世帯員を除く。）又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないものに係る前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに「</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（組合に対する補助の特例）</p> <p>第十四条の二 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度において、附則第十三条及び第二十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合には、同条第一項第一号ロ中「とし、」とあるのは「とし、法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者（経過の世帯員を除く。）又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十三条の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十四条の三第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者（経過の世帯員を除く。）又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないものに係る前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに「</p>

と、「指定組合特定被保険者納付費用額」という。」とあるのは「指定組合特定被保険者納付費用額」という。）の合算額」と、同条第三項中「算定した額（）」とあるのは「算定した額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者又は経過組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないもの）に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十三条の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十四条の三第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者又は経過組合員（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）でないもの）に係る前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに」と、同条第四項第一号中「得た額（）」とあるのは「得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者又は経過組合員（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）でないもの）に係る前期高齢者交付金がある場合には、当該前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額。

と、「指定組合特定被保険者納付費用額」という。）とあるのは「指定組合特定被保険者納付費用額」という。）の合算額」と、同条第三項中「算定した額（）」とあるのは「算定した額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者又は経過組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないもの）に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十三条の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十四条の三第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者又は経過組合員（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）でないもの）に係る前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに」と、同条第四項第一号中「得た額（）」とあるのは「得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者又は経過組合員（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）でないもの）に係る前期高齢者交付金がある場合には、当該前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額。

「と、同項第二号イ中「得た額」とあるのは「得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者又は経過的组合員（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過の世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額については、高齢者医療確保法附則第十三条の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する高齢者医療確保法附則第十三条の二第一号に規定する調整対象給付費見込額（以下この号において「調整対象給付費見込額」という。）に同条第三号に規定する概算加入者調整率を乗じて得た額から調整対象給付費見込額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の割合を乗じて得た額）」と、同号中

「ロ 特定納付費用額のうちイに規定する乗じて得た額を除いた額（前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額を控除した額）に係る特定割合 千分の百六十四」とあるのは

「ロ 特定納付費用額のうちイに規定する給付費割合を乗じて得た額を除いた額（前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額）に係る特定割合 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該(1)及び(2)に定める割合

(1) ロに掲げる額のうち、組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者又は

「と、同項第二号イ中「得た額」とあるのは「得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者又は経過的组合員（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過の世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額については、高齢者医療確保法附則第十三条の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する高齢者医療確保法附則第十三条の二第一号に規定する調整対象給付費見込額（以下この号において「調整対象給付費見込額」という。）に同条第三号に規定する概算加入者調整率を乗じて得た額から調整対象給付費見込額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の割合を乗じて得た額）」と、同号中

「ロ 特定納付費用額のうちイに規定する乗じて得た額を除いた額（前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額を控除した額）に係る特定割合 千分の百六十四」とあるのは

「ロ 特定納付費用額のうちイに規定する給付費割合を乗じて得た額を除いた額（前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額）に係る特定割合 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該(1)及び(2)に定める割合

(1) ロに掲げる額のうち、組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者又は経過的组合員若しくは経過の世帯員でないものに係る前期高齢

経過的組合員若しくは経過的世帯員でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に高齢者医療確保法附則第十三条第一項の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同号に規定する後期高齢者支援金の額に同号に規定する率を乗じて得た額の割合を乗じて得た額及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額の合計額に三分の一を乗じて得た額に係る特定割合 厚生労働省令で定める基準となる年度における被保険者に係る所得並びに療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費及び移送費の支給に要する費用並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した組合別財政力指数の区分に従い、厚生労働省令で定める割合

(2) ロに掲げる額のうち(1)に規定する三分の一を乗じて得た額を除いた額に係る特定割合 千分の百六十四

とする。

第十四条の三 平成二十五年度及び平成二十六年年度の各年度において、附則第十三条及び第二十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十三条及び第二十三条の規	とし、	とし、法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める
十三条の規		組合の被保険者であつて指定組

者納付金の納付に要する費用の額に高齢者医療確保法附則第十三条第一項の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同号に規定する後期高齢者支援金の額に同号に規定する率を乗じて得た額の割合を乗じて得た額及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額の合計額に三分の一を乗じて得た額に係る特定割合 第七項に規定する組合別財政力指数の区分に従い、厚生労働省令で定める割合

(2) ロに掲げる額のうち(1)に規定する三分の一を乗じて得た額を除いた額に係る特定割合 千分の百六十四

とする。

(新設)

定により読
み替えられ
た第五条第
一項第一号
ロ

合特定被保険者（経過的世界帯員を除く。）又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十三条の五の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十四条の五第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者（経過的世界帯員を除く。）又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないも

	<p>指定組合特定被保険者納付費用額」という。）</p>	<p>のに係る前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに指定組合特定被保険者納付費用額」という。）の合算額</p>
<p>附則第十三条及び第二十三条の規定により読み替えられた第五条第三項</p>	<p>算定した額（</p>	<p>算定した額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者又は経過的组合員（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過的世界員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十三条の五の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働</p>

<p>附則第十三 条及び第二 十三条の規 定により読 み替えられ た第五条第 四項第一号</p>	
<p>得た額（</p>	
<p>得た額（組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者又は経過組合員（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過組合員（指定</p>	<p>省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十四条の五第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者又は経過組合員（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過組合員（指定組合特定被保険者を除く。）でないものに係る前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）並びに</p>

<p>附則第十三 条及び第二 十三条の規 定により読 み替えられ た第五条第 四項第二十</p>	<p>イ 特定納付費用 額のうち前期高 齢者納付金の納 付に要する費用 の額に相当する 額に給付費割合 を乗じて得た額 に係る特定割合 千分の百三十 ロ 特定納付費用 額のうちイに規 定する乗じて得 た額を除いた額 (前期高齢者交 付金がある場合 には、特定納付 費用額に係る前 期高齢者交付金 の額に相当する 額から前期高齢</p>	<p>組合特定被保険者を除く。)で ないものに係る前期高齢者交付 金がある場合には、当該前期高 齢者交付金の額に相当する額と して厚生労働省令で定めるとこ ろにより算定した額。 イ 特定納付費用額のうち前期 高齢者納付金の納付に要する 費用の額に相当する額に給付 費割合を乗じて得た額(組合 特定被保険者のうち法附則第 十条第三項の規定により厚生 労働大臣が定める組合の被保 険者であつて指定組合特定被 保険者又は経過組合員(指 定組合特定被保険者を除く。 (若しくは経過世帯員(指 定組合特定被保険者を除く。)でないもの)に係る前期高齢 者納付金の納付に要する費用 の額に相当する額として厚生 労働省令で定めるところによ り算定した額については、高 齢者医療確保法附則第十三条 の五の四第一項第一号から第 三号までに掲げる額の合計額</p>
--	---	--

者交付金給付費
相当額を控除し
た額を控除した
額)に係る特定
割合 千分の百
六十四

に対する高齢者医療確保法附
則第十三条の五の二第一号に
規定する調整対象給付費見込
額(以下この号において「調
整対象給付費見込額」という
。)に同条第三号に規定する
概算加入者調整率を乗じて得
た額から調整対象給付費見込
額を控除した額(当該額が零
を下回る場合には、零とする
。)の割合を乗じて得た額)
に係る特定割合 千分の百三
十

ロ 特定納付費用額のうちイに
規定する給付費割合を乗じて
得た額を除いた額(前期高齢
者交付金がある場合には、特
定納付費用額に係る前期高齢
者交付金の額に相当する額か
ら前期高齢者交付金給付費相
当額を控除した額を控除した
額)に係る特定割合 次の(1)
及び(2)に掲げる区分に応じ、
それぞれ当該(1)及び(2)に定め
る割合

(1) ロに掲げる額のうち、組

合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者又は経過的組合員若しくは経過的世帯員でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に高齢者医療確保法附則第十三条第一項の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同号に規定する後期高齢者支援金の額に同号に規定する率を乗じて得た額の割合を乗じて得た額及び後期高齢者支援金の納付に要する費用の額の合計額に三分の一を乗じて得た額に係る特定割合 厚生労働省令で定める基準となる年度における被保険者に係る所得並びに療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療

	<p>養費、訪問看護療養費、特別療養費及び移送費の支給に要する費用並びに前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定した組合別財政力指数の区分に従い、厚生労働省令で定める割合</p> <p>(2) ロに掲げる額のうち(1)に規定する三分の一を乗じて得た額を除いた額に係る特定割合 千分の百六十四</p>

第二十三条 (略)

2 平成三十年三月三十一日までの間、前項の規定を適用する場合においては、同項中「第五条の」とあるのは「附則第十三条の規定により読み替えられた第五条の」と、「同条の」とあるのは「当該」と、「第五条第一項第一号イ」とあるのは「附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一号イ」と、「第五号第一項第一号ロ」とあるのは「附則第十三条の規定により読み替えられた第五号第一項第一号ロ」と、「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支

第二十三条 (略)

2 平成二十五年三月三十一日までの間、前項の規定を適用する場合においては、同項中「第五条の」とあるのは「附則第十三条の規定により読み替えられた第五条の」と、「同条の」とあるのは「当該」と、「第五条第一項第一号イ」とあるのは「附則第十三条の規定により読み替えられた第五号第一項第一号イ」と、「第五号第一項第一号ロ」とあるのは「附則第十三条の規定により読み替えられた第五号第一項第一号ロ」と、「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者

「援金及び病床転換支援金」と、「第五条第三項」とあるのは「附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第三項」とする。

「支援金及び病床転換支援金」と、「第五条第三項」とあるのは「附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第三項」とする。

○ 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（平成二十五年及び平成二十六年の各年度の被用者保険等保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金額の算定の特例）</p> <p>第四条の二 平成二十五年及び平成二十六年の各年度の被用者保険等保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十條第一項に規定する被用者保険等保険者（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百二十三條第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会を除く。）をいう。以下この条において同じ。）に係る第二十五條の三第一項第二号の調整前確定後期高齢者支援金の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号及び第二号に掲げる額（健康保険法附則第三條第一項に規定する特定健康保険組合にあっては、第一号から第三号までに掲げる額）の合計額とする。</p> <p>一 当該各年度における被用者保険等保険者に係る第二十五條の三第二項の規定により算定される調整前確定後期高齢者支援金の額（以下この条において「調整前確定加入者割後期高齢者支援金額」という。）に三分の二を乗じて得た額</p> <p>二 調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額</p> <p>三 特例退職被保険者等（国民健康保険法附則第二十一條第一項に規定する特例退職被保険者及びその被扶養者をいう。第三項において同じ。）に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額に三分の一を乗じて得た額</p>	<p>附則</p> <p>（新設）</p>

2 前項第二号の調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額（国民健康保険法附則第十二条第一項に規定する標準報酬総額をいう。）に法附則第十四条の六第二項の支援金確定拠出率を乗じて得た額とする。

3 第一項第三号の特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額は、当該特定健康保険組合に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額に、法附則第十四条の六第三項に規定する率を乗じて得た額とする。

第百六十条第三	第百五十五条第一項及び	第百五十四条第二項 及び同法附則第七條第一項に規定する病床轉換支援金	第百五十三条第二項 同法附則第七條第一項に規定する病床轉換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）	第百五十一条	第百七十三条	病床轉換支援金等	保健法（昭和五十七年法律第八十号。第百五十三条第二項において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）及び国民健康保険法 老人保健拠出金、第百七十三条 同法附則第七條第一項に規定する病床轉換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）及び平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金（次条第二項において「老人保健医療費拠出金」という。） 、同法附則第七條第一項に規定する病床轉換支援金及び老人保健医療費拠出金 、老人保健拠出金及び
---------	-------------	---------------------------------------	--	--------	--------	----------	---

第百六十条第三	第百五十五条第一項及び第百六十条第三項第二	第百五十四条第二項 及び同法附則第七條第一項に規定する病床轉換支援金	第百五十三条第二項 同法附則第七條第一項に規定する病床轉換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）	第百五十一条	第百七十三条	病床轉換支援金等、老人保健拠出金及び	保健法（昭和五十七年法律第八十号。第百五十三条第二項において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）及び国民健康保険法 老人保健拠出金、第百七十三条 同法附則第七條第一項に規定する病床轉換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）及び平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金（次条第二項において「老人保健医療費拠出金」という。） 、同法附則第七條第一項に規定する病床轉換支援金及び老人保健医療費拠出金 、老人保健拠出金及び
---------	-----------------------	---------------------------------------	--	--------	--------	--------------------	---

項	附則第二条第一 十六條	病床轉換支援金等	病床轉換支援金等、老人 保健拠出金
項第二号			保健拠出金
第百六十条第十 四項		及び病床轉換支援金等 及び老人保健拠出金	、病床轉換支援金等の額 及び老人保健拠出金
第百七十三條第 一項及び第百七 十六條		及び病床轉換支援金等 老人保健拠出金	、病床轉換支援金等及び 老人保健拠出金

第十条 (略)

2、4 (略)

5 平成二十五年度及び平成二十六年度において、国民健康保険法附則第二十二條の規定により読み替えられた、同法附則第二十一條の第三項の規定により読み替えられた同法附則第二十一條第三項及び第四項の規定を適用する場合には、同条第三項中「及び病床轉換支援金(当該」とあるのは「(当該」と、「同じ。）」とあるのは「(同じ。）」、病床轉換支援金及び老人保健医療費拠出金(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号。以下「平成二十年四月改正前老健法」という。))の規定による医療費拠出金をいう。以下同じ。))に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額(健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第十六号)附則第五條の規定により読み替えられた平成二十年四月改正前老健法第五十六條第三項に規定する負担調整前実績医療費拠出金相当額を同令附則第五條の規定により読み替えられた平成二十年四月改正前老健法

項	附則第二条第一 十六條	病床轉換支援金等	病床轉換支援金等、老人 保健拠出金
号			
第百六十条第十 四項		及び病床轉換支援金等 及び老人保健拠出金	、病床轉換支援金等の額 及び老人保健拠出金
第百七十三條第 一項及び第百七 十六條		及び病床轉換支援金等 老人保健拠出金	、病床轉換支援金等及び 老人保健拠出金

第十条 (略)

2、4 (略)

5 平成二十五年度及び平成二十六年度において、国民健康保険法附則第二十二條の規定により読み替えられた同法附則第二十一條第三項及び第四項の規定を適用する場合には、同条第三項中「及び病床轉換支援金」とあるのは「、病床轉換支援金及び老人保健医療費拠出金(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八條の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号。以下「平成二十年四月改正前老健法」という。))の規定による医療費拠出金をいう。以下同じ。))に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額(健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第十六号)附則第五條の規定により読み替えられた平成二十年四月改正前老健法第五十六條第三項に規定する負担調整前実績医療費拠出金相当額を同令附則第五條の規定により読み替えられた平成二十年四月改正前老健法第五十四條第一項に規定する実績医療費拠出金とみなして、同令附則第五條の規定により読み替えられた同項の規定の

第五十四条第一項に規定する実績医療費拠出金とみなして、同令附則第五条の規定により読み替えられた同項の規定の例により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。以下同じ。」と、同条第四項中「及び病床転換支援金」とあるのは、「病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とする。

(老人保健拠出金に関する健康保険法施行令の規定の適用)
 第十九条 平成二十年度から平成二十四年度までの間において、第一条の規定による改正後の健康保険法施行令(以下「新健保令」という。)
) 附則第四条の規定により読み替えられた、新健保令附則第三条の規定により読み替えられた新健保令第二十条、第二十九条、第四十六条、第六十五条及び第六十七条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十条	法第七十三号	健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による拠出金(以下「老人保健拠出金」という。)、法
------	--------	---

例により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。以下同じ。」「と、同条第四項中「及び病床転換支援金」とあるのは、「病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とする。

(老人保健拠出金に関する健康保険法施行令の規定の適用)
 第十九条 平成二十年度から平成二十四年度までの間において、第一条の規定による改正後の健康保険法施行令(以下「新健保令」という。)
) 附則第四条の規定により読み替えられた、新健保令附則第三条の規定により読み替えられた新健保令第二十条、第二十九条、第六十五条及び第六十七条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十条	法第七十三号	健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による拠出金(以下「老人保健拠出金」という。)、法
------	--------	---

第二十九条、第 四十六条、第六 十五条第一項及 び第六十七条第 三項	病床転換支援金等 保健拠出金	第七十三條 病床転換支援金等、老人 保健拠出金
--	-------------------	-------------------------------

2 平成二十五年度及び平成二十六年度において、新健保令附則第三条の規定により読み替えられた新健保令第二十条、第二十九条、第四十六条、第六十五条及び第六十七条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十条	法第七十三條	健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）、法第七十三條
第二十九条、第 四十六条、第六	日雇拠出金	老人保健拠出金、日雇拠 出金

第二十九条、第 六十五条第一項 及び第六十七条 第三項	病床転換支援金等 保健拠出金	第七十三條 病床転換支援金等、老人 保健拠出金
--------------------------------------	-------------------	-------------------------------

2 平成二十五年度及び平成二十六年度において、新健保令附則第三条の規定により読み替えられた新健保令第二十条、第二十九条、第六十五条及び第六十七条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十条	法第七十三條	健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金（以下「老人保健拠出金」という。）、法第七十三條
第二十九条、第 六十五条第一項	病床転換支援金等	病床転換支援金等、老人 保健拠出金

十五條第一項第
一號及び第六十
七條第三項

及び第六十七條
第三項

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 経過措置期間適用月 都道府県単位保険料率の変更の場合における当該変更後の都道府県単位保険料率（平成三十二年三月以前に用いられるものに限る。）を用いる最初の月をいう。</p> <p>七～十六 （略）</p> <p>第三条 平成二十五年度及び平成二十六年度においては、前条第十五号中「一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業」とあるのは、「健康保険事業」とする。</p> <p>第四条及び第五条 削除</p> <p>（都道府県単位保険料率の変更の場合における調整）</p> <p>第六条 都道府県単位保険料率の変更の場合における当該都道府県単位保険料率の算定についての平成十八年健保法等改正法附則第三十一条の政令で定める基準は、経過措置期間適用月の属する事業年度（経過措置期間適用月が三月の場合にあっては、当該三月の属する事業年度</p>	<p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 経過措置期間適用月 都道府県単位保険料率の変更の場合における当該変更後の都道府県単位保険料率（平成三十年三月以前に用いられるものに限る。）を用いる最初の月をいう。</p> <p>七～十六 （略）</p> <p>第三条から第五条まで 削除</p> <p>（都道府県単位保険料率の変更の場合における調整）</p> <p>第六条 都道府県単位保険料率の変更の場合における当該都道府県単位保険料率の算定についての平成十八年健保法等改正法附則第三十一条の政令で定める基準は、経過措置期間適用月の属する事業年度（経過措置期間適用月が三月の場合にあっては、当該三月の属する事業年度</p>

の翌事業年度。以下この項及び次条第一項において同じ。）における平均保険料率に、当該経過措置期間適用月の属する事業年度における次条の規定による調整前の都道府県単位保険料率の分布状況及び当該経過措置期間適用月から平成三十二年三月までの期間を勘案して、平成二十一年度経過措置基準率と当該経過措置期間適用月の属する事業年度における最高都道府県単位保険料率から当該経過措置期間適用月の属する事業年度における平均保険料率を控除した率との差の範囲内において、厚生労働大臣が定める平成二十二年以降経過措置基準率を加えた率と千分の八十二との率の差とする。

2 前項の平成二十二年以降経過措置基準率は、平成二十二年から平成三十一年度までの各事業年度ごとに適用されるべき率として、それぞれ当該各事業年度の前事業年度末までに、当該各事業年度の前事業年度に適用されるべきものとして定めた同項の平成二十二年以降経過措置基準率以上の率として定めるものとする。ただし、平成二十二年に適用されるべき同項の平成二十二年以降経過措置基準率は、平成二十一年度経過措置基準率以上の率とする。

第七条 都道府県単位保険料率の変更の場合における当該都道府県単位保険料率の算定についての平成十八年健保法等改正法附則第三十一条の規定に基づく調整は、次の各号に掲げる都道府県単位保険料率の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号都道府県単位保険料率が当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号平均保険料率以上である場合 厚生労働省令で定めるところにより、イからニまでに掲げる率を合算した率からホに掲げる率を控除した率を当該都道府県単位保険料率とすること。

の翌事業年度。以下この項及び次条第一項において同じ。）における平均保険料率に、当該経過措置期間適用月の属する事業年度における次条の規定による調整前の都道府県単位保険料率の分布状況及び当該経過措置期間適用月から平成三十年三月までの期間を勘案して、平成二十一年度経過措置基準率と当該経過措置期間適用月の属する事業年度における最高都道府県単位保険料率から当該経過措置期間適用月の属する事業年度における平均保険料率を控除した率との差の範囲内において、厚生労働大臣が定める平成二十二年以降経過措置基準率を加えた率と千分の八十二との率の差とする。

2 前項の平成二十二年以降経過措置基準率は、平成二十二年から平成二十九年までの各事業年度ごとに適用されるべき率として、それぞれ当該各事業年度の前事業年度末までに、当該各事業年度の前事業年度に適用されるべきものとして定めた同項の平成二十二年以降経過措置基準率以上の率として定めるものとする。ただし、平成二十二年に適用されるべき同項の平成二十二年以降経過措置基準率は、平成二十一年度経過措置基準率以上の率とする。

第七条 都道府県単位保険料率の変更の場合における当該都道府県単位保険料率の算定についての平成十八年健保法等改正法附則第三十一条の規定に基づく調整は、次の各号に掲げる都道府県単位保険料率の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号都道府県単位保険料率が当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号平均保険料率以上である場合 厚生労働省令で定めるところにより、イからニまでに掲げる率を合算した率からホに掲げる率を控除した率を当該都道府県単位保険料率とすること。

イ (略)

ロ 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号都道府県単位保険料率から当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号平均保険料率を控除した率に、当該経過措置期間適用月の属する事業年度におけるこの条の規定による調整前の都道府県単位保険料率の分布状況及び当該経過措置期間適用月から平成三十二年三月までの期間を勘案して、平成二十一年度調整基礎率と当該経過措置期間適用月の属する事業年度における最高第一号都道府県単位保険料率から当該第一号平均保険料率を控除した率との差の範囲内において、厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降調整基礎率を当該最高第一号都道府県単位保険料率から当該第一号平均保険料率を控除した率で除して得た率を乗じて得た率

ハゝホ (略)

二 (略)

2 前項第一号ロの平成二十二年度以降調整基礎率は、平成二十二年度から平成三十一年度までの各事業年度ごとに適用されるべき率として、それぞれ当該各事業年度の前事業年度末までに、当該各事業年度の前事業年度に適用されるべきものとして定めた同号ロの平成二十二年度以降調整基礎率以上の率として定めるものとする。ただし、平成二十二年度に適用されるべき同号ロの平成二十二年度以降調整基礎率は、平成二十一年度調整基礎率以上の率とする。

イ (略)

ロ 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号都道府県単位保険料率から当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号平均保険料率を控除した率に、当該経過措置期間適用月の属する事業年度におけるこの条の規定による調整前の都道府県単位保険料率の分布状況及び当該経過措置期間適用月から平成三十年三月までの期間を勘案して、平成二十一年度調整基礎率と当該経過措置期間適用月の属する事業年度における最高第一号都道府県単位保険料率から当該第一号平均保険料率を控除した率との差の範囲内において、厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降調整基礎率を当該最高第一号都道府県単位保険料率から当該第一号平均保険料率を控除した率で除して得た率を乗じて得た率

ハゝホ (略)

二 (略)

2 前項第一号ロの平成二十二年度以降調整基礎率は、平成二十二年度から平成二十九年までの各事業年度ごとに適用されるべき率として、それぞれ当該各事業年度の前事業年度末までに、当該各事業年度の前事業年度に適用されるべきものとして定めた同号ロの平成二十二年度以降調整基礎率以上の率として定めるものとする。ただし、平成二十二年度に適用されるべき同号ロの平成二十二年度以降調整基礎率は、平成二十一年度調整基礎率以上の率とする。

○ 平成二十五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（平成二十五年政令第五百五号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>平成二十五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令</p> <p>（負担調整基準率）</p> <p>第三条 平成二十五年度における法第三十八条第四項の政令で定める率は、百分の四十八とする。</p>	<p>平成二十五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令</p> <p>（新設）</p>